



許可番号 第03526005247号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 山口県宇部市大字木田503番地
氏 名 ミツヤ工業株式会社
代表取締役 山本 守元

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 令和 8 年 1 月 21 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 13 年 1 月 20 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（圧縮梱包、圧縮、溶融、選別）

(2) 産業廃棄物の種類

圧縮梱包： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、紙くず 以上4種類

圧 縮： 廃プラスチック類、金属くず（自動車等破砕物を除く。以上2種類） 以上2種類

溶 融： 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。以上1種類） 以上1種類

選 別： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、紙くず、木くず、繊維くず、
がれき類 以上7種類

（これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 8 年 1 月 21 日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

事業の用に供するすべての施設

- 圧縮梱包 設置場所：山口県宇部市大字吉見字大津焼223番10
設置年月日：令和元年8月
処理能力：43.58 t／日（8時間）〈廃プラスチック類〉、39.91 t／日（8時間）〈金属くず〉、
25.33 t／日（8時間）〈ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず〉、
26.56 t／日（8時間）〈紙くず〉
- 圧縮 設置場所：山口県宇部市大字吉見字大津焼223番10
設置年月日：平成29年10月
処理能力：33.60 t／日（8時間）〈廃プラスチック類〉、108.48 t／日（8時間）〈金属くず〉
- 溶融 設置場所：山口県宇部市大字吉見字大津焼223番10
設置年月日：令和2年11月16日
処理能力：0.16t／日（8時間）
- 選別 設置場所：山口県宇部市大字吉見字大津焼223番10
設置年月日：令和元年7月
処理能力：189.00 t／日（8時間）〈廃プラスチック類〉、610.20 t／日（8時間）〈金属くず〉、
540.00 t／日（8時間）〈ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず〉、
162.00 t／日（8時間）〈紙くず〉、297.00 t／日（8時間）〈木くず〉、
64.80 t／日（8時間）〈繊維くず〉、799.20 t／日（8時間）〈がれき類〉
- 設置場所：山口県宇部市大字吉見字大津焼223番10
設置年月日：令和元年7月
処理能力：104.83 t／日（8時間）〈廃プラスチック類〉、338.46 t／日（8時間）〈金属くず〉、
299.52 t／日（8時間）〈ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず〉、
89.86 t／日（8時間）〈紙くず〉、164.74 t／日（8時間）〈木くず〉、
35.94 t／日（8時間）〈繊維くず〉、443.29 t／日（8時間）〈がれき類〉